

横須賀市耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 耐震シェルター等の設置を行う者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けて耐震診断を実施した住宅であって、耐震診断の結果、地震に対して安全でないと診断された住宅をいう。

(2) 在来工法 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とし、垂直方向の力には柱、水平方向の力には梁で抵抗するのを基本原理に、筋かい等で強度を高める工法をいう。

(3) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための設備で、市長が別に定める耐震シェルター又は防災ベッドをいう。

(補助対象建築物)

第3条 耐震シェルター等の設置の補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、建物所有者が自ら居住する既存木造住宅とする。ただし、建物所有者が横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱により耐震補強工事費の補助金の交付決定を受けたもの及び既に耐震シェルター等設置事業補助金の交付決定を受けているものは除く。

2 補助の対象は、一の補助対象建築物につき、耐震シェルター又は防災ベッドのどちらか1件とし、耐震シェルターについては1部屋分を、防災ベッドについては建物所有者及び同居の親族の人数分を限度とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、耐震シェルター等を設置する建物所有者とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で耐震シェルター等の購入及び設置に要する費用の2分の1以内の額で1件につき20万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る契約の締結前に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定する参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物所有者の住民票の写し
- (2) 建物所有者に係る市税の納税証明書
- (3) 既存木造住宅を証明する書類及び当該住宅の所有権を確認することができる書類の写し
- (4) 耐震シェルター等の設置工事費等に関する見積書

(実績報告)

第7条 規則第5条第1項の規定により当該補助事業の補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事工程写真
- (2) 設置工事契約書又は領収書の写し

(補助金の請求)

第8条 補助金を請求しようとする者は、規則第11条第2項に規定する請求書を市長に提出するものとする。ただし、耐震シェルター等の設置工事の施行をした者に補助金を受領させる場合には、規則第11条第2項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 受領委任状(第2号様式)

(2) 工事契約書の写し

(書類の整理等)

第9条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条に2項を加える改正規定(第2項に係る部分に限る。)は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。